

法務省民総第1682号
平成23年7月13日

官民競争入札等監理委員会
委員長 落合 誠一 殿

法務大臣 江田 五月



登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務の一部停止について（通知）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第33条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務（以下「本件委託業務」という。）の停止を命じたので、通知する。

記

1 停止を命じた事業者

(1) 本店：東京都世田谷区北沢五丁目37番12号

商号：ATG company株式会社

(2) 本店：東京都世田谷区北沢五丁目37番12号

商号：アイエーカンパニー合資会社

2 停止を命じた業務の内容

次の(1)及び(2)の各登記所における本件委託業務

(1) ATG company株式会社が本件委託業務を実施している登記所

ア さいたま地方法務局 志木出張所

イ 同 局 川越支局

ウ 同 局 所沢支局

エ 同 局 飯能出張所

(2) アイエーカンパニー合資会社が本件委託業務を実施している登記所

ア 東京法務局江戸川出張所
イ 同局府中支局
ウ 同局田無出張所
エ 同局西多摩支局
オ 横浜地方法務局青葉出張所
カ 同局栄出張所
キ 和歌山地方法務局岩出出張所

3 停止期間

平成23年7月19日(火)から同年9月16日(金)まで

4 停止理由

上記1の各事業者に対し、本年4月22日付けで、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため、法第27条第1項の規定に基づき、以下の①から③までの事項について指示をしたが、このうち②及び③の事項について、当該指示どおりに履行がされなかった。

これは、法第33条の2第6項第5号の「第27条第1項の規定による指示に違反したとき」に該当する。

そこで、同項の規定に基づき、上記2の登記所について、上記3の期間を定めて本件委託業務の停止を命じることとした。

- ① コンプライアンスに係る研修を実施すること。
- ② 新たなコンプライアンス体制を構築すること。
- ③ コンプライアンスに係る取組計画を策定した上で、実践・報告を行うこと。

法務省民総第1683号
平成23年7月13日

官民競争入札等監理委員会
委員長 落合 誠一 殿

法務大臣 江田五月



登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る委託業務の適正かつ確
実な実施を確保するための措置について（通知）

標記について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成1
8年法律第51号。以下「法」という。）第27条第1項の規定に基づき、下
記のとおり指示したので、通知する。

記

1 指示した事業者

- (1) 本店：東京都世田谷区北沢五丁目37番12号
商号：ATG company株式会社
- (2) 本店：東京都世田谷区北沢五丁目37番12号
商号：アイエーカンパニー合資会社

2 指示事項

- (1) 新たなコンプライアンス体制を構築すること。
- (2) コンプライアンスに係る取組計画を策定した上で、実践・報告を行うこ
と。

3 指示した理由

上記1の各事業者に対し、本年4月22日付けで、公共サービスの適正か
つ確実な実施を確保するため、法第27条第1項の規定に基づき、以下の①
から③までの事項について指示をしたが、このうち②及び③の事項について、
当該指示どおりに履行がされなかった。

そこで、同項の規定に基づき、上記1の各事業者に対し、登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)が適正かつ確実に実施されることを確保するため、上記2の事項について必要な措置をとるべきことを指示することとした。

- ① コンプライアンスに係る研修を実施すること。
- ② 新たなコンプライアンス体制を構築すること。
- ③ コンプライアンスに係る取組計画を策定した上で、実践・報告を行うこと。